

共謀罪と監視国家

2017年4月26日

弁護士 中川 匡 亮

第1 犯罪に至る経緯

1 共謀（＝犯罪の合意）

1－2 合意の推進行為（オバートアクト）

↓

2 予備＝犯罪発生の具体的危険性を持つ準備行為

↓

3 未遂＝犯罪の実行の着手

↓

4 既遂＝犯罪の結果の発生

1－2の段階で処罰するのが共謀罪

第2 共謀罪の歴史

1 1回目の試み

2003年3月 「犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」が国会提出される

①「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われる」

②長期4年以上10年以下の懲役又は禁錮の刑が定められている罪」が処罰対象

③立法目的は、「国際組織犯罪防止条約」を批准するため。

→対象犯罪の広汎さ、「越境性」が要件となっていないことが批判され、廃案に

2 2回目の試み

2004年 「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」が国会提出される

→「組織的な犯罪の共謀の処罰」に関する部分は前回と同内容であったため、やはり廃案になる。

3 3回目の試み

2005年 「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するために刑法等の一部を改正する法律案」が国会提出される。

①共謀罪の適用対象を「組織的な犯罪集団」と明示

②「犯罪の実行に必要な準備その他の行為が行われたこと」との要件が加えられる

→やはり廃案に

4 特定秘密保護法の制定

2013年 「特定秘密保護法」成立

「特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者が特定秘密を漏らすに当たり、ま

たは第24条1項の特定秘密を取得するにあたり、それを**共謀、教唆、扇動**した者は、5年以下の懲役に処する」（25条1項）
...共謀罪は、特定秘密保護法の中に既に規定されている。しかも、いわゆる独立教唆も処罰されるという点で、共謀罪以上に広汎。

5 盗聴法拡張と司法取引

2016年 ①通信傍受法（盗聴法）拡大

対象犯罪は従前、薬物、銃器、集団密航、組織的殺人に限定されていたが、放火、殺人、傷害、逮捕・監禁、誘拐関連、窃盗、強盗、詐欺、恐喝、爆発物、児童ポルノ関連まで拡大した（3条）。

②司法取引の導入

司法取引...被疑者・被告人が他人の犯罪を明らかにするための供述をすることを条件に、検察官がその被疑者・被告人を不起訴にしたり略式罰金で終わらせたりすることを合意する制度。現在の対象は、「一定の財政経済事件及び薬物銃器事件」に限定されている。

→これが共謀罪に拡張された場合、例えば、捜査機関が目を付けた団体や運動体に捜査員を「潜入」させて犯罪の「準備行為」を行わせ、他の構成員との「共謀」をでっち上げる、そしてその捜査員は司法取引により免責される、ということが可能になる。公安警察による共産党弾圧のためのでっち上げ事件として、過去に菅生事件（1952年がある。）。

*政治的な意見を述べると公安にえん罪をでっち上げられるかもしれないと市民が感じる事自体が、表現行為に対する強烈な萎縮効果

6 4回目の試み

2017年3月21日「テロ等組織犯罪準備罪」閣議決定・国会提出

4月6日 審議入り

①立法目的はテロ対策

②罪名は「共謀罪」ではなく「テロ等組織犯罪準備罪」に

③適用対象は「組織的犯罪集団」に

④ 犯罪の「遂行を二人以上で計画した者」を処罰することとし、「その計画をした者のいずれかによりその計画にかかる犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の当該犯罪の実行の準備行為が行われたとき」という要件が付された（2006年の案と同じ）

⑤ 対象犯罪

当初「懲役・禁錮4年以上の犯罪」676を対象とされていたが「対象が広すぎる」などの批判を受け対象を277に絞った。法定刑は共謀した罪の重さに応じ、10年を超える懲役・禁錮刑を定める罪を共謀した場合は「懲役・禁錮5年以下」、4～10年の懲役・禁錮刑を定める罪を共謀した場合は「懲役・禁錮2年以下」とする。

◎テロ等準備罪」の対象犯罪の内訳（計277）

(1) テロの実行（110）

組織的な殺人、現住建造物等放火、ハイジャック、拳銃などの発射、サリンなどの発散、流通食品への毒物の混入

(2) 薬物 (29)

覚醒剤やコカイン、大麻などの輸出入・譲渡

(3) 人身に関する搾取 (28)

人身売買、集団密航者の不法入国、強制労働、臓器売買

(4) その他資金源 (101)

組織的な詐欺・恐喝、通貨・有価証券の偽造、犯罪収益等隠匿

(5) 司法妨害 (9)

偽証、組織的犯罪の証拠の隠滅、逃走援助

第3 共謀罪の問題点

1 共謀罪は「行為原則」に違反する

行為原則…刑罰の対象は、人の生命・身体・財産などの法益を侵害する「行為」に限られるという原理。

処罰対象を外部に客観的に表れた行為に限定することで、内心の処罰を禁ずる趣旨（憲法19条の思想良心の自由）。また、外部に客観的に表れた行為であっても、法益侵害ないしその可能性がなければ刑罰の対象とならないという原則でもある。

共謀罪は、法益侵害のない「共謀」という単なる合意を処罰する点で行為原則に違反する。共謀の処罰は意思の処罰に近く、思想・表現の自由・集会結社の自由などの人権侵害の危険性がある。

*政府は過去に「すべての重大犯罪の共謀と準備行為を犯罪化することは我々の法原則と両立しない」と説明している。

2 共謀罪は刑法の体系にも矛盾している

例えば、偽証罪は共謀罪の対象とされているが、未遂の処罰規定がない。つまり、未遂で処罰されないものが、未遂よりずっと前の計画段階で犯罪となることになる。体系上、矛盾していると言わざるを得ない。

3 共謀罪を導入しているのは英米法系の刑法体系を持つ国のみ

共謀罪規定を持つ法体系は、英米法系のみであり、「行為原則」を採る大陸法系の法体系を持つ、日本にはなじまない。

英米においても、共謀罪が労組の活動や、平和運動の弾圧のために用いられた過去がある。

4 組織的犯罪集団に一般人も含まれる恐れ

共謀罪の主体＝「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」

「テロリズム集団」という言葉の定義は存在しない。「その他」の文言もあるためあいまい。

政府見解

「もともと正当な活動を行っていた団体も、結合の目的が犯罪を実行する団体に一変

したと認められる場合には組織的犯罪集団に当たる」

5 準備行為を要件としても処罰範囲の限定はできない

(1) 準備行為とは？

「その計画をした者のいずれかによりその計画に係る犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の当該犯罪の実行の準備行為が行われたとき」

(2) 政府の説明

「『準備行為』の危険性に着目して、準備行為自体を処罰しようとするものではなく、元々危険性のある組織的犯罪集団の活動としての犯罪について二名以上の者による計画について、当該犯罪の実現に向けた具体的な行為がなされた場合に処罰しようとするものである。」

「『準備行為』については、予備罪の予備のようにそれ自体が一定の危険性を備えている必要はなく...当該犯罪が現実に行われる可能性が高まった、すなわち当該犯罪の実行に向けた具体的な行為がなされたといえるものであれば足りる。」

(3) 政府の説明から分かること

政府の説明によれば「準備行為」は、犯罪の実行に向けられた何らかの行為であれば足り、「準備行為」自体に法益侵害の危険性が備わっていなくてもよいことになる（例えば預金を下ろす、メールを送る、という行為も準備行為になりうる）。

しかし、これでは、「準備行為」の範囲は曖昧かつ広汎になる。準備行為ではなく、「共謀」そのものを処罰の対象とみるものに他ならず、やはり、行為原則に違反する。

しかも、「計画をした者のいずれか」が準備行為をすればよいわけであるから、10人の「共謀者」のうち1人が「準備行為」をすれば、残りの9人は「共謀」だけで処罰されることになる。

(4) 準備行為が行われていない段階で逮捕・勾留される可能性

「共謀の嫌疑があるなら捜査は可能だが、準備行為が行われていない段階では起訴できない」（2006年4月25日衆院法務委員会での大林宏法務省刑事局長の答弁）
＝準備行為なしで逮捕・強制捜査できる。

「犯罪を合意して、その実行準備行為が行われていない段階では、逮捕・勾留できない」（2017年1月31日参院予算委員会での林真琴法務省刑事局長の答弁）

＝準備行為なしで逮捕・勾留できない

→当局の解釈次第で準備行為なしでの逮捕・勾留が行われる危険は払拭できない

6 共謀行為の限定も不十分

法案では、「遂行を二人以上で計画した者」に「共謀」が成立するとされている。

つまり、犯罪遂行の合意＝計画だけで処罰が可能ということになる。

「目配せ」でも共謀が成立するという政府答弁がされたこともあるし、予算委員会の審議でも、メールやラインでも成立することを政府は認めている。

ラインの既読スルーであっても暗黙の共謀と言われかねない。

7 正当な行為が処罰対象となる危険性

① 基地建設に反対する市民運動が工事を止めるために道路に座り込むことを計画

→組織的威力業務妨害罪の共謀罪

② イスラエルに爆撃されたパレスチナの Hamas が関与する病院の再建のための募金活動

を計画

→テロ資金供与防止法違反の共謀罪

③労働組合が社長の譲歩が得られるまで徹夜団交も辞さない手厳しい団交をやりと決めた。

→組織的強要の共謀罪

④戦争に反対する市民団体が、自衛隊の官舎に「殺すな」と書かれたステッカーを貼ることを計画し、そのステッカーを買うために ATM から出金した

→組織的建造物損壊罪の共謀罪

⑤市民団体が、電力会社や原発メーカーなどを批判するようなビラをまく。争議中の労組が、会社を批判したビラをまく。

→組織的信用毀損罪の共謀罪

⑥国の計画する武力行使計画に関する情報を、手段を選ばずに入手することを編集会議で計画

→秘密保護法違反・特定秘密取得罪の共謀罪（これは 2013 年に既に制定された法律）

8 治安維持法との類似性

(1) 治安維持法の成立過程での議論

「国体もしくは政体を変革または私有財産制度を否認することを目的として結社を組織または情を知りて之に加入したる者は 10 年以下の懲役または禁錮に処す」

→治安維持法は当初、「目的罪」であり「国体もしくは政体を変革または私有財産制度を否認することを目的として」なされる行為に処罰を限定するので、警察の権限濫用は大幅に抑えることができると説明されていた。

「決してあいまいな解釈を許さぬ」、「無辜の民にまで及ぼすことのないよう十分研究考慮しました」、「決して思想にまで立ち入って圧迫するという事ではない」などの立法時の答弁は、今回の「共謀罪」を巡ると答弁とそっくり（3月16日朝日新聞）

(2) 適用範囲の無限定な拡大

こうして成立した治安維持法は、日本共産党とその周辺団体から始まり、合法的な無産政党（日本無産党）、宗教団体（大本教）、さらには学術的な研究団体（唯物論研究会）や政府機関（企画院）にまで、拡張適用された。

過去の歴史に学ぶならば、団体規制のための新たな治安立法である共謀罪法案が現代の治安維持法となり、日本の民主主義と自由を根底から破壊してしまう危険性がある。

9 共謀罪と盗聴法等の捜査手法との結びつきによる監視社会化

(1) 共謀罪捜査を口実とする市民監視の正当化

共謀罪立件のための捜査は、会話、電話、メールなどの人の意思を表明する手段を収集することによって行われることとなる。

共謀罪ができれば市民活動などの監視を権力側は「捜査のため」という名目で大手を振って繰り広げることができるようになる。共謀罪の適用の有無を判断するために、捜査機関は、普段から対象者の動向を把握しておかなければならず、ある団体が罪を犯しそうだ判断するには、普段からメンバーの動向を把握し続けねばな

らず、日常的な監視は不可欠になる（山下幸夫弁護士）。

(2) 盗聴法拡張の口実になる

「（共謀罪）法案の創設だけでは効力を十分に発揮することはできない。…通信傍受の対象にも共謀罪を加えるべきだ。」（2016年8月31日、産経新聞の「主張」）

* 16年改正の通信傍受法には、「死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪が別表に掲げる罪と一体のものとしてその実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。」には通信傍受可能とあるので、この場合には、既に共謀罪を対象とした通信傍受が可能。

(3) GPS 捜査等との結びつき

GPS 監視（最高裁：令状のない GPS 捜査は違法）、監視カメラの顔認証システム（導入計画あり）、街頭傍受（監視カメラに高性能指向性マイクを連動させる）・室内傍受（現時点では認められていないとされている）なども、拡大していく可能性がある。

さらに、共謀罪の捜査のためにマイナンバーが悪用される危険も。

10 既に警察による監視は始まっている

- 2004年 自衛隊の情報保全隊による市民監視事件
- 2010年 イスラム教のモスクへの出入りを監視する捜査(ムスリム監視事件)
- 2014年7月 大垣市の山林で中部電力子会社のシーテックが計画していた風力発電事業をめぐる、計画に反対する住民らの動向や個人情報を大垣警察が同社に漏らしていたことが判明
- 2016年7月 参議院選挙で、大分の野党統一候補と社民党党首の選挙拠点である平和運動センター事務所の出入りを監視するため、警察が監視カメラを設置していたことが判明。実行者の警察官は建造物侵入罪で処罰されたが、監視カメラ設置そのものについては何ら処分されていない。

→共謀罪により、上記の監視行為が正当化されかねない。山城さんの威力業務妨害罪での逮捕、長期拘留も、市民活動に対する政府の弾圧強化の兆候。

11 監視社会と民主主義

政府は、憲法の改正を国会に提起しようとしている。

既に安全保障法制が制定され、国際紛争が武力紛争化する危険性が高まっている。

秘密保護法によって、武力行使の根拠となる政府の情報が秘密とされ、メディア・市民による表現の自由が制約されている。

共謀罪や盗聴捜査の拡大は監視社会を生み出し、市民は萎縮し、自由に発言することができなくなる。

市民が、国の内実を知ることができず、監視を恐れて沈黙する社会では、民主主義は崩壊してしまう。

第4 共謀罪は必要か

1 共謀罪がないと五輪開催できない？

(共謀罪を成立させ)「条約を締結できなければ、東京五輪パラリンピックを開けないと言っても過言ではない」(1月23日安倍首相・衆院本会議)

しかし、条約は、テロ防止のためのものではないし、五輪の開催条件にも条約締結は含まれていない。

2 国際組織犯罪防止条約批准のために共謀罪は不要

(1) この条約は、暴力団など経済的な組織犯罪の対策が目的の条約でありテロ対策とは関係ないし、国内犯罪の「共謀」を罰する立法は想定していない。

(2) 国際組織犯罪防止条約を実施するための立法ガイドには、「関連する法的概念を有していない国において、共謀又は結社の概念のいずれかについてはその概念の導入を求めなくても、組織的な犯罪集団に対する効果的な措置を取ることを可能とするものである」と規定されており、共謀罪制定を条件としてない。

日本の法制では、既に72の重大な犯罪に共謀罪、予備罪が整備されており、さらに、銃器やナイフなどの所持そのものを独立に犯罪とし、暴力犯罪の予備段階を広汎に取り締まることのできる銃刀法、住居侵入窃盗の予備段階を処罰できるピッキング防止法、重大な傷害の予備行為を処罰する凶器準備集合罪なども整備され、暴対法、暴排条例も制定されている。共謀罪を制定しなくても条約批准は可能。

*実際にもアメリカでもアラスカ州、オハイヨ州、バーモント州では、共謀罪が適用されていない。

*日本政府は、人権条約に関しては、明らかに条約に反する国内の制度があっても、平気で条約に批准してきた(それはそれで、批准しないよりはいい)。ところが、越境組織犯罪条約だけ、異常なほどに律儀に条約の文言を墨守して、国内法化しようとしている。

3 共謀罪法案に越境性の要件がないこと

条約は、国際的(越境性のある)に重大な組織犯罪を国際協力により防止することを目的とするものであるから、条約批准のために共謀罪成立が必要だといえるのであれば、法案にも「越境性」の要件を盛りこむ必要があるが、この要件は盛りこまれていない。

政府は、条約34条2項を根拠に、条約は越境性の要件を共謀罪に盛りこむことを認めていないとする。

しかし、条約34条2項の「公的記録のための解釈的注」によれば、同項は、「条約の適用範囲を変更したのではなく、越境性と組織犯罪の関与が国内法化の本質的な要素ではないことを明確にしたものである。」とされている。つまり、条約34条2項は、各国は国内法化の際に得強制と組織犯罪の関与とを要素とする必要がないということを述べているだけであり、越境性を要素とすることを禁ずる規定ではない(越境性を要素としなくてよい≠越境性を要素としてはならない)。

4 日本には十分なテロ対策の法制が存在する

日本政府は、国連のテロ関係の条約はすべて批准している。

航空機内の犯罪防止条約(東京条約)、航空機不法収奪防止条約(ヘーグ条約)、

民間航空不法行為防止条約（モンテリオール条約），国家代表等犯罪防止条約，人質をとる行為に関する国際条約，核物質及び原子力施設の防護に関する条約，航空不法行為防止議定書，海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約，大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書，プラスチック爆弾探知条約，テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約（爆弾テロ防止条約），テロ資金供与防止条約，核テロリズム防止条約

サリン等による人身被害の防止に関する法律，放射性物質を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律によって，サリン等の毒物や放射性物質の拡散行為について，予備罪から処罰している。

*政府は，テロ等準備罪が必要は理由として，現行の予備罪では，ハイジャック犯が航空券を買ったとき，危険性の高い科学薬品の原料を調達しても，予備罪は成立せず，これを検挙するためには共謀罪＝テロ等準備罪が必要だと説明した。

しかし，いずれも「航空機の強取等の処罰に関する法律」第3条の予備罪，「サリン等による人身被害の防止などに関する法律」の第5条3項のサリン等の発散の予備罪に当たることは刑法の注釈書に記載されている。

第5 どうすべきか

市民の多くは，「テロ対策」のため共謀が必要だと考えている。また，犯罪の準備行為を処罰して何がいけないのか，と思っている。

そのため，「テロ対策」という嘘をあげき，犯罪に関係ない人まで，監視処罰の対象になるということを強調していかなければならない。

以上